

オフィスでんき119再エネプラン
電気需給約款
(低压用)

株式会社東名

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| I 総則 | 3 |
| 1. 適用 | 3 |
| 2. 電気需給約款の変更 | 3 |
| 3. 定義 | 4 |
| 4. 単位及び端数処理 | 5 |
| 5. 實施細目等 | 5 |
| II 契約の申込み | 5 |
| 6. 申込み | 5 |
| 7. 契約の要件 | 5 |
| 8. 電気需給契約書の作成 | 6 |
| 9. 契約期間 | 6 |
| 10. 電気需給契約の単位 | 6 |
| 11. 供給の開始 | 6 |
| 12. 供給の単位 | 7 |
| 13. 承諾の限界 | 7 |
| III 契約種別及び料金 | 7 |
| 14. 契約種別 | 7 |
| 15. 料金等 | 7 |
| 16. 料金修正の個別協議 | 7 |
| IV 料金の算定及び支払い | 8 |
| 17. 料金の適用開始の時期 | 8 |
| 18. 検針日 | 8 |
| 19. 料金の算定期間 | 8 |
| 20. 使用電力量等の計量 | 8 |
| 21. 料金の算定 | 8 |
| 22. 料金の支払義務並びに支払期日及び支払期限 | 9 |
| 23. 料金その他の支払方法 | 9 |
| 24. 請求書等の発行 | 10 |
| 25. 債権譲渡 | 10 |
| 26. 延滞利息 | 11 |
| 27. 保証金 | 11 |
| 28. 割引特約 | 11 |
| V 使用及び供給 | 11 |
| 29. 適正契約の保持 | 11 |
| 30. 需要場所への立入りによる業務の実施 | 12 |
| 31. 電気の使用にともなうお客様の協力 | 12 |
| 32. 供給の中止又は使用の制限若しくは中止 | 12 |
| 33. 制限又は中止期間中の料金 | 12 |
| 34. 違約金 | 13 |
| 35. 損害賠償の免責 | 13 |
| 36. 設備の賠償 | 13 |
| VI 契約の変更及び終了 | 13 |
| 37. 電気需給契約の変更 | 13 |
| 38. 名義の変更 | 14 |
| 39. 電気需給契約の終了 | 14 |

| | |
|---|----|
| 40. 供給開始後の電気需給契約の終了又は変更にともなう料金及び工事費の精算 | 14 |
| 41. 解約等 | 15 |
| 42. 電気需給契約終了後の債権債務関係 | 15 |
| VII 工事及び工事費の負担金 | 15 |
| 43. 供給地点及び施設 | 15 |
| 44. 計量器等の取付け | 15 |
| 45. 電流制限器等の取付け | 16 |
| 46. 供給設備の工事費負担金 | 16 |
| 47. 供給開始に至らないで電気需給契約を終了又は変更される場合の費用の申受け | 16 |
| VIII 保 安 | 17 |
| 48. 保安の責任 | 17 |
| 49. 調査に対するお客さまの協力 | 17 |
| 50. 保安等に対するお客さまの協力 | 17 |
| IX そ の 他 | 17 |
| 51. 通知又は連絡 | 17 |
| 52. 権利・義務の譲渡等の禁止 | 18 |
| 53. 反社会的勢力の排除 | 18 |
| 54. 守秘義務 | 18 |
| 55. 管轄裁判所 | 18 |
| 56. 消費税及び地方消費税の税率変更の際の措置 | 18 |
| 57. 本需給約款の実施期日 | 18 |

I 総 則

1. 適用

- (1) 当社が、一般の低圧(3 (定義)にて定義します。)需要に応じて、電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者として、所轄の一般送配電事業者の託送供給等約款に定める託送供給により、低圧にて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款(以下、「本需給約款」といいます。)によります。
- (2) 本需給約款は、次の地域に適用いたします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は除きます。
- 北海道電力送配電地域: 北海道
 - 東北電力送配電地域: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県
 - 東京電力送配電地域: 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県(富士川以東)
 - 中部電力送配電地域: 長野県、愛知県、岐阜県(一部を除きます。)、三重県(一部を除きます。)及び静岡県(富士川以西)
 - 北陸電力送配電地域: 富山県、石川県、福井県(一部を除きます。)及び岐阜県の一部
 - 関西電力送配電地域: 滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県(一部を除きます。)、福井県の一部、岐阜県の一部及び三重県の一部
 - 中国電力送配電地域: 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部及び愛媛県の一部
 - 四国電力送配電地域: 徳島県、高知県、香川県(一部を除きます。)及び愛媛県(一部を除きます。)
 - 九州電力送配電地域: 福岡県、長崎県、大分県、佐賀県、宮崎県、熊本県及び鹿児島県

2. 電気需給約款の変更

- (1) 一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本需給約款の変更が必要となった場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は契約期間内であっても本需給約款を変更することができます。この場合、本需給約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。
- (2) 当社は、本需給約款を変更する際には、当社所定のウェブサイトへの掲載又は電子メールによる送信等の電磁的方法その他当社が適切と判断する方法のうちいずれかの形式を通じてお客様にあらかじめお知らせいたします。ただし、当該変更がお客様の権利を制限し、又は義務を加重するものであって、本需給約款上とくに重要な変更であると当社が判断したときは、かかる形式のうち、電子メールによる送信を必須とし、これにその他の方法を組み合わせることによってお客様にお知らせするものとします。変更後の電気需給約款は、当社のウェブサイトに掲載又は電子メールによる送信その他の方法を実施することで変更を実施した日に効力を生ずるものとすることについて、あらかじめ承諾していただきます。ただし、新たな契約内容にご承諾いただけない場合は、本需給約款の変更の通知受領後30日以内に当社に対してご解約のお申出をいただくことで、9(契約期間)の定めにかかわらず、本契約を解約することができます。
- (3) 本需給約款を変更しようとする場合(次項に規定する場合を除く)において、電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、同法その他の法令に基づく説明書面及び変更後の書面の交付については、原則として、当社所定のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法又はその他の情報通信の技術を利用する方法にて行うことに、あらかじめ承諾していただきます。
- (4) 本需給約款を変更しようとする場合(法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売この実質的な変更を伴わないものに限る)において、電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく説明書面及び変更後の書面の交付についてはこれを行わないものとすることに、あらかじめ

承諾していただきます。

3. 定義

次の言葉は、本需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。ただし、以下に定めのない言葉については、一般送配電事業者の定める約款等に準ずるものとします。

(1) 低圧

標準電圧100ボルト又は200ボルトをいいます。

(2) 電灯

LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、又は妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯及び小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 負荷設備

お客様が使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客様において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電流

契約上使用できる最大電流(アンペア)をいり、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいります。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいります。

(10) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいります。

(11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第2項に定める賦課金をいります。

(12) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいります。

(13) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間又は12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいります。

(14) 一般送配電事業者

お客様の供給区域において託送供給等を行う事業者をいります。

(15) 付帯サービス

当社若しくは当社が提携又は委託する会社により、ご提供させていただく各種サービスをいり、詳細については、当社のウェブサイトに掲載その他の方法によりご案内するものをいります。また、当社が提携又は委託する会社による

サービス提供の場合の提供条件は、当社若しくは当該提携又は委託会社が定めるものとします。

(16) オプションメニュー

当社若しくは当社が委託するサービス提供会社が提供するサービスをいいます。

(17) 割引特約

電気需給契約に付帯する割引等の特約をいいます。

(18) 夏季、その他季

夏季は、毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。その他季は、毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(19) 需要場所

需要場所は、電気需給契約において当社とお客さまとの協議によりあらかじめ定める、当社が電気を供給するお客さまの需要地点で、一般送配電事業者が託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

4. 単位及び端数処理

本需給約款において料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は1キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力、最大需要電力の単位は1キロワット(1kW)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額及び消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。
- (5) 低圧で供給する場合で、14(契約種別)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット(kW)以下となるときは、契約電力を0.5キロワット(kW)といたします。

5. 実施細目等

- (1) 本需給約款の実施上必要な細目事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 本需給約款に定めのない事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6. 申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本需給約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 電気需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (3) お客さまが他社から当社に電気の需給契約を切り替える場合は、契約事務手数料として1契約ごと3,850円(税込)を申し受けます。契約事務手数料は、電気料金の初回請求時に加算して請求いたします。

7. 契約の要件

お客さまに当社が電気を供給する際は、一般送配電事業者の供給設備を使用いたします。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ一般送配電事業者の定める託送供給等約款等における需

要者にかかる事項及び系統連系技術要件を遵守していただきます。

8. 電気需給契約書の作成

お客様が希望される場合又は当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。ただし、当社ウェブサイトの電力専用ポータルからお申込みいただいた場合は、特別な事情がある場合を除き、電気需給契約書を作成しないものといたします。

9. 契約期間

- (1) 電気需給契約の契約期間は、電力需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降3年目の日までといたします。
- (2) 原則として契約期間満了日の15営業日前に先立って、お客さまから更新月（供給開始月（電力需給契約が更新された場合には、更新された月）から起算して36ヶ月目とその翌月を指すものとします。）に電力需給契約の変更又は解約の申出等がない場合、かつ、当社が本需給契約の更新について異議を申し立てなかった場合は、本需給契約は、契約期間満了後も3年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (3) 原則として契約期間満了日の15営業日前に先立って、お客さま又は当社から電気需給契約の継続、延長、更新をしない旨の意思表示があった場合は、電気需給契約は、期間満了により終了いたします。
- (4) 契約を更新する場合（料金・契約条件について一切の変更をせず契約期間の延長のみをする場合）、更新後の契約期間のみを電子メール又は当社所定のウェブサイトに一定期間掲載することでお客さまに通知いたします。

10. 電気需給契約の単位

- (1) 当社は、電気の1需要場所について、原則1電気需給契約を締結します。ただし、電灯又は小型機器と動力をあわせて使用する需要の場合は、複数の電気需給契約を締結することができます。
- (2) 1電気需給契約には、お客さまが選択した1電気料金プランを適用するものとします。

11. 供給の開始

- (1) 一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- (2) 当社は、お客さまの電気需給契約の申込みを承諾したときには、原則として、供給準備その他必要な手続きを経た後に到来する検針日を供給開始日として、電気を供給いたします。必要に応じてお客さまと協議のうえ供給開始日を定める場合があります。
- (3) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。
- (4) 当社は、供給開始日が決定した場合、お客さまに対して「お申し込み手続き完了のご案内」を交付することによって当該供給開始日を通知いたします。なお、お客さまが「お申し込み手続き完了のご案内」の再交付を希望された場合は、再発行手数料として330円（税込）を申し受けます。

12. 供給の単位

- 当社は、次の場合を除き、1電気需給契約につき1供給電気方式1引込み及び1計量をもって電気を供給いたします。
- (1) 共同引込線(2以上の電気需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。)による引込みで電気を供給する場合。
 - (2) その他技術上、経済上やむを得ない場合。

13. 承諾の限界

当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況(既に消滅しているものを含む。他の電気需給契約の料金の支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合には、電気需給契約の申込みの全部又は一部をお断りすることがあります。

III 契約種別及び料金

14. 契約種別

契約種別に関する詳細事項は、付帯メニュー一定義書にて定めます。

15. 料金等

- (1) 料金は、基本料金、電力量料金及び別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は該当する別表4(電力調達調整費の適用)によって算定された電力調達調整費を差し引き、又は加えたものを適用するものといたします。
- (2) 契約期間内にあっても、需要場所のある区域において一般電気事業者であった小売電気事業者及び一般送配電事業者が同社の電気需給約款に定める料金等を改定した場合、社会的・経済的に当社に影響を及ぼす事象が発生した場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社所定の方法によりお客さまに料金等をお知らせし、当社の電気料金を改定するものといたします。

16. 料金修正の個別協議

お客さま又は当社に次の各号の不利益や事情変更が生じた場合には、電気需給契約に定められた料金及び供給条件を適当な水準に修正するため、当社と個別協議をしていただきます。なお、協議が不調のままに推移した場合は、電気需給契約は協議開始日から2月を経過した時をもって終了する場合があります。

- (1) 当社の電気供給事業の環境変化(電気需給契約に適用される法令や制度等の変更、発電用燃料の高騰、卸電力取引所の価格高騰等をいいます。)により、お客さまとの取引収支が逼迫する場合において、当社が協議を申し出たとき。
- (2) お客さまの電気使用状況が電気需給契約成立時から乖離した場合、お客さまが電気需給契約の締結に先だって当社に提出したお客さまの過去1年間の電気需要実績とお客さまの実際の電気需要の量が乖離した場合において、当社が協議を申し出たとき。

IV 料金の算定及び支払い

17. 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合及びお客さまの責に帰すことのできない事由によって供給が開始されない場合を除き、供給開始日から適用いたします。

18. 検針日

- (1) 電気の検針は、月ごとに一般送配電事業者が行います。
- (2) 月ごとの電気の検針日は、お客さまの属する区域に応じて一般送配電事業者が定めます。
- (3) 一般送配電事業者は、計量器の故障や非常変災等の特別の事情がある場合には、月ごとに電気の検針を行わないことがあります。この場合、電気の検針を行わない月については、一般送配電事業者があらかじめ定めた電気の検針日に電気の検針を行ったものとします。

19. 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下、「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、又は電気需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、供給開始日から直後の検針日の前日までの期間又は直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合は、(1)にかかわらず、前月の記録型計量器により計量する日(以下、「計量日」といいます。)から当月の計量日の前日までの期間(以下、「計量期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、又は電気需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間又は直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。
- (3) 料金は、電気需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

20. 使用電力量等の計量

使用電力量等の計量は以下のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知(電気需給契約が終了した場合は、原則として終了日における一般送配電事業者からの当社への通知)があった後、すみやかにお知らせいたします。

- (1) 使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する計量器によるものといたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表3(使用電力量の協定)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

21. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し又は電気需給契約が終了した場合
 - ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) (1)イ又はロの場合には、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金は、別表6(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6(日割計算の基本算式)(1)ハにより算

定いたします。

- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6(日割計算の基本算式)(1)二により算定いたします。
 - ニ イ、ロ又はハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (3) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には供給開始日及び再開日を含み、終了日を除きます。また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

22. 料金の支払義務並びに支払期日及び支払期限

- (1) お客様の料金の支払義務が発生する日は、次によります。
 - イ 原則として検針日といたします。ただし、20(使用電力量等の計量)(2)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。
 - ロ 電気需給契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があつて電気需給契約の終了日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。
- (2) 当社は、前月の1日から同月の末日までに基準(基本)検針日を迎えたお客様に対して、お客様から当社に支払われるべき月ごとの請求を、当社指定の方法にて行います。
- (3) 支払期日は請求を行った月の翌月末日といたします。ただし、天災等不可抗力及び当社の効率化努力がおよばない経済情勢等の変化による電力仕入れ価格が高騰し当該月の請求額が著しく高額となった場合、お客様の負担の平準化を目的に当社は当該月の請求額をお客さまと電力需給契約の継続期間において最大36ヶ月間、36回に分割して請求を行うことができます。なお、延滞時を除き当該分割請求額に利息は付さないものといたします。なお、請求を行った月の翌月末日が日曜日又は銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日以下「休日」といいます。)に該当する場合には、その前営業日に料金を支払っていただきます。また、電力需給契約の継続期間中に電気需給契約が終了した場合は、分割請求の対象とされた料金に係る期限の利益は喪失するものとし、また、前回の計量日から解約日までの電気料金の支払期日は、解約日以降で当社、債権譲渡先又はクレジット会社が指定する日とします。

23. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については、当社の指定する、口座振替、クレジットカードのいずれかの方法から、お客様の選択によりお支払いいただけます。ただし、支払に伴う費用は、お客様の負担といたします。
- (2) 料金は、前項の定めによりお客様が選択した金融機関口座からの引き落とし又はクレジット会社から当社が指定した金融機関等に立替払いがなされたときに、お客様の当社に対する支払いが完了したものといたします。
- (3) 当社は、必要に応じて、クレジット会社に対してお客様の信用確認を行います。
- (4) 当社は、前項の結果、信用確認が取れない場合、すみやかにお客さまにお知らせし、支払期日までに、新たに信用確認の取れるクレジットカード支払いの必要情報を当社に申し出させていただきます。また信用確認の取れなかつた該当請求料金は当社指定の方法により支払期日までにお支払いいただきます。
- (5) クレジットカード支払い及び口座振替の場合、初回又は登録が完了するまでの間の電気料金の支払等については、当社が発行するコンビニ払込票(請求事務手数料として110円(税込)及びコンビニ払込票発行手数料として319円(税込)を申し受けます。)にて請求させていただくことがあります。この場合、当該コンビニ払込票にて払込がなされたときに、お客様の当社に対する支払いが完了したものといたします。
- (6) お客様に(1)の支払方法を選択できない事情がある場合又はお客様が支払方法を選択していない場合は、(5)の規定を準用するものといたします。
- (7) 工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じた払い込みによりお支払いいただきます。そのときの支払いにともなう費用は、お客様の負担といたします。
- (8) 当社は、お客様の支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額又は過少額を遅滞なくお客様にお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。

(9) 当社は、(1)にかかわらず、弁護士若しくは弁護士法人（以下、「弁護士等」といいます。）又は当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下、「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、弁護士等又は債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、弁護士等又は債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

24. 請求書等の発行

- (1) 当社は、料金その他の請求額を、請求額に係る電子データ等を蓄積しお客さまの閲覧に供するために当社が設置したウェブサイト「オフィスピーリングPLUS」（以下「マイページ」といいます。）に登録した電子データによりお客さまの閲覧に供します。このとき、当社はウェブサイトに請求額に係る電子データを登録したことをもって、お客さまへの請求を行ったものといたします。
- (2) 当社は、お客さまに対し、所定の手続きをもってマイページ利用のためのID及びパスワードを付与いたします。ID及びパスワードはお客さまの責任において適切に管理・保管するものとし、これが第三者に不正に利用されお客さまに損害等が生じたとしても、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当社に責に帰すべき事由がある場合を除きます。
- (3) お客さまは、マイページのシステム運用のためのサービス利用料として、1請求ごと月額8.8円（税込）を当社に支払うものとします。このサービス利用料は、23(料金その他の支払方法) (1) 及び(2)で選択されたお客さまの支払方法に併せて請求いたします。また、同一契約者の複数の契約を合算にてまとめた場合の請求に関しても、1請求ごとの利用料を請求いたします。なお、23(料金その他の支払方法) (5) 及び(6)に該当する場合も、本号を準用するものといたします。
- (4) 当社は、マイページが推奨環境において機能するよう合理的な最大限の努力を行います。ただし、マイページにより当社が提供し、又はお客さまが取得した情報が完全性、正確性、確実性、有用性、安全性等を有することを保証するものではありません。
- (5) お客さまが支払方法として口座振替を選択された場合かつお客さまから書面によるお申出があった場合は、お客さまに係る請求書、完済証明書及び支払証明書を書面にて発行いたします。なお、クレジットカードを選択された場合は、お客さまが契約されているクレジットカード会社の規定によるものとします。
- (6) 当社は、電気料金（月額）及び電力使用量の明細の書面による発行を希望されたお客さまに対しては、ご利用料金等の内訳を記載した明細書を郵送いたします。この場合、明細発行手数料として月額110円（税込）を申し受けます。

25. 債権譲渡

- (1) 当社は、支払方法として口座振替、コンビニ支払を選択されたお客さまの電気料金を、当社指定の金融機関、弁護士等、債権回収会社又は代理請求事業者等（以下、「譲受人等」といいます。）に債権譲渡することができるものとし、お客さまは当該債権譲渡について、異議なくご承諾いただけるものとします。
- (2) (1)による債権譲渡が行われる場合、お客さまの支払については、23(料金その他の支払方法) (1)、(5)及び(6)にかかわらず、譲受人等が指定した支払方法によるものとします。
- (3) (1)による債権譲渡が行われる場合、お客さまは、お客さまご自身の氏名、住所、電話番号、金融機関の口座番号及び当社に対する支払に関する状況・履歴等の個人情報（譲受人等がお客さまへ電気料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が譲受人等へ提供することにあらかじめ同意していただくものとします。

26. 延滞利息

- (1) お客さまが、料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年14.5パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。
再生可能エネルギー発電促進賦課金×消費税等の税率/(1+消費税等の税率)
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

27. 保証金

- (1) 当社は、原則として供給の開始に先だって、又は供給継続の条件として、予想月額料金の3ヶ月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。また、お客さまの支払履歴や財務状況に変化が認められた場合には、追加で保証金を預けていただくことがあります。予測月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況及び同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (2) 保証金の預かり期間は、契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。
- (3) 当社は、電気需給契約が終了した場合又は支払期限を経過してもなお料金を支払われなかつた場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することができます。
- (4) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても電気需給契約が終了した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

28. 割引特約

- (1) 割引種別、適用条件及び割引額に関する詳細事項は、付帯メニュー一定義書にて定めます。
- (2) 割引の適用開始日は、お客さまが 付帯メニュー一定義書に定める適用条件を満たしたのちに到来する電気の検針日又は計量日とします。
- (3) 割引の適用廃止日は、次のとおりとします。
 - イ 電気需給契約の終了又は解約の場合、割引の適用廃止日は、電気需給契約の終了日又は解約日の前日とします。
 - ロ お客さまが付帯メニュー一定義書「に定める適用条件を満たさなくなった場合、割引の適用廃止日は、当該事由発生日のうちに到来する電気の検針電気の検針日又は計量日の前日とします。

V 使用及び供給

29. 適正契約の保持

当社は、お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものにしていただきます。

30. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社及び一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 供給地点の計量器等供給場所内の電気工作物の設計、施工、改修又は検査
- (2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器若しくはその他電気工作物の確認若しくは検査又は電気の使用用途の確認
- (3) 計量値の確認
- (4) 39(電気需給契約の終了)(2)又は41(解約等)により必要な処置
- (5) その他本需給約款によって、電気需給契約の成立、変更若しくは終了等に必要な業務又は当社及び一般送配電事業者の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務

31. 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の各号のいずれかが原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、若しくは妨害するおそれがある場合、又は当社、一般送配電事業者若しくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置又は保護装置を供給場所に施設していただくものとし、どくに必要がある場合には、供給設備を変更し、又は専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧又は周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波又は高調波を発生する場合
 - ホ その他上記イ、ロ、ハ又はニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものいたします。

32. 供給の中止又は使用の制限若しくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、又はお客さまに電気の使用を制限し、若しくは中止していただることがあります。
 - イ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、又は故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 一般送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ハ 非常変災の場合
 - ニ その他電気の需給上又は保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社又は一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

33. 制限又は中止期間中の料金

当社は、32(供給の中止又は使用の制限若しくは中止) (1)によって、電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限し、若しくは中止していただいた場合に、その期間中についても、原則として、料金の減額を行いません。

34. 違約金

当社は、以下に該当する場合に違約金を請求します。

- (1) お客さまが不正に電気を使用し、料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、当社は、これに係る一般送配電事業者からの請求金額及び当該不正に関する調査に要した費用等その他の諸経費相当額の総額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6ヶ月以内で一般送配電事業者が決定した期間といたします。

35. 損害賠償の免責

- (1) あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない場合、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) 32(供給の中止又は使用の制限若しくは中止)(1)によって電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限し、若しくは中止した場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (3) 41(解約等)によって電気需給契約を解約した場合又は電気需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さま又は当社が損害を受けた場合、当社又はお客さまはその損害について賠償の責任を負いません。
- (6) 当社は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったお客さまの損害について賠償の責任を負いません。
- (7) 当社は、無償で提供する付帯サービスについて、付帯サービスの利用により発生したお客さまの損害、及び付帯サービスを利用できなかつたことにより発生したお客さまの損害など、いかなる損害についても一切の責任を負わないものとします。

36. 設備の賠償

お客さまが故意又は過失によって、その供給場所内の当社又は一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、又は紛失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理が可能である場合
修理費
- (2) 紛失又は修理が不可能の場合
帳簿価格と取替工費の合計額

VI 契約の変更及び終了

37. 電気需給契約の変更

- (1) お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、契約種別、契約電流、契約容量、契約電圧等の変更をされる場合は、申込みをされた日以後、原則として最初の検針日又は翌月の検針日から適用いたします。

(2) 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき本需給約款を変更いたします。

38. 名義の変更

新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによるすることができます。この場合には、原則として当社所定の様式によって届出をしていただきます。

39. 電気需給契約の終了

(1) お客さまが電気の使用を終了しようとされる場合は、あらかじめその終了期日を定めて、終了期日の15営業日前までに当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまの本人確認を行ったうえ、お客さまから通知された終了期日に電気の供給を終了させるための必要な処置を行います。

(2) 電気需給契約は、41(解約等)に規定する場合又は次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に終了いたします。

イ 当社がお客さまの終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気需給契約が終了するものといたします。

ロ 当社の責に帰すことのできない事由(非常変災等の場合を含みます。)により電気の供給を終了させるための処置をとることができない場合は、電気需給契約は電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

(3) 他社違約金相当額を、当社が負担することを条件に当社と電気需給契約をした場合で、初回更新月(供給開始月から起算して36ヶ月目とその翌月)までの契約期間内に(1)の規定により電気需給契約が終了したときは、お客さまには、当社が負担した他社違約金相当額の全額を一括にてお支払いいただきます。

(4) 契約ごとに定められた、更新月(供給開始月[電気需給契約が更新された場合には、更新された月]から起算して36ヶ月目とその翌月)を除き、契約期間内に(1)の規定により電気需給契約が終了する場合、お客さまには、以下表に定める解約違約金をお支払いいただきます。

| | |
|--------|-------------|
| 電気需給契約 | 9,800円(不課税) |
| 長期割引 | 9,800円(不課税) |

(5)(3)及び(4)に定める違約金について、以下の理由の場合には適用しません。

イ 建替により電気需給契約が終了する場合で、建替後も当社と電気需給契約をご締結いただく場合。

ロ 転居に伴い電気需給契約が終了する場合で、転居先で引き続き当社と電気需給契約をご締結いただく場合。

また転居先が提供外の地域又は提供不可の電気設備等により、当社との電気需給契約が継続できない場合も含みます。

40. 供給開始後の電気需給契約の終了又は変更にともなう料金及び工事費の精算

(1) お客さまが以下のいずれかに該当し、かつ、当社が一般送配電事業者からお客さまにかかる料金及び工事等の費用負担を求められた場合には、お客さまはその費用を負担していただきます。なお、当該費用は、託送供給等約款の定めに従い一般送配電事業者が計算するものとし、原則として工事着手前にお支払いいただきます。

イ お客さまが新たに電気の使用を開始又は電気料金プランを変更する場合

ロ お客さまが新たに電気の使用を開始又は電気料金プランを変更するために、新たに特別の供給設備を施設する

場合

- ハ 新たな電気の使用又は契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合
 - ニ お客さまが、契約容量を新たに設定し、又は増加した日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようし、又は契約容量を減少しようとする場合
 - ホ その他お客さまの都合にもとづく場合
- (2) お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に工事費等に関する契約書を作成します。
- (3) 工事完成後、工事着手前にお支払いいただいた工事費負担金と、実際の工事費負担金に差異があり、一般送配電事業者から精算を求められた場合には、お客さまにお支払いいただきます。

41. 解約等

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気需給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約の15日前までに通知いたします。

- (1) お客さまが、39(電気需給契約の終了)(1)による通知をされないで、その供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合
- (2) 支払期日を15日経過してもお客さまが料金を支払われない場合
- (3) 支払期日を15日経過してもお客さまが他の電気需給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を支払われない場合
- (4) 本需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他本需給約款から生ずる金銭債務)を支払われない場合
- (5) お客さまがその他本需給約款に違反した場合

42. 電気需給契約終了後の債権債務関係

電気需給契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、電気需給契約の終了によっては消滅いたしません。

VII 工事及び工事費の負担金

43. 供給地点及び施設

- (1) 電気の需給地点(電気の需給が行われる地点をいいます。)は、原則として需要場所内の地点とし、一般送配電事業者の電線路又は引込線とお客さまの電気設備との接続点とします。なお、お客さまと一般送配電事業者との協議により別途定めた場合には、この限りではありません。
- (2) 需給地点に至るまでの供給設備は、一般送配電事業者の所有とし、お客さまが工事費負担金等一般送配電事業者に支払っていただく金額を除き、一般送配電事業者の負担で施設します。
- (3) 付帯設備(お客さまの土地又は建物に施設される供給設備を支持し、又は収納する工作物及びその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。)は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものとします。

44. 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器(電力量計等をいいます。)、その付属装置(計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2

次配線、通信装置、通信回線等をいいます。)及び区分装置(時間を区分する装置等をいいます。)は、契約電力等に応じて一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社及び一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、又はお客さまの希望により特に長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

- (2) 計量器、その付属装置及び区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査並びに取付け及び取外し工事が容易な場所(原則として屋外といたします。)とし、関係者の協議によって定めます。また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置及び区分装置を建物内に取り付けたときには、関係者の協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。
- (3) 計量器、その付属装置及び区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社及び一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することができます。この場合には、当社及び一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器、その付属装置及び区分装置の取付位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合には、お客さまに実費相当額を支払っていただきます。

45. 電流制限器等の取付け

- (1) 電気の供給場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合には、お客さまに実費相当額を支払っていただきます。

46. 供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、又は契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備若しくは特別供給設備、又はお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が一般送配電事業者の託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客さまにその負担金を支払っていただきます。

47. 供給開始に至らないで電気需給契約を終了又は変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部又は全部が施設された後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで電気需給契約を終了又は変更される場合は、一般送配電事業者から請求された費用をお客さまに支払っていただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を支払っていただきます。

VIII 保 安

48. 保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備及び計量器等需要場所内的一般送配電事業者の電気工作物については、一般送配電事業者が保安の責任を負います。

49. 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社及び一般送配電事業者又は経済産業大臣の登録を受けた登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 一般送配電事業者は、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査するにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾を得て電気工作物の配線図を提示していただきます。

50. 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社及び一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社及び一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社及び一般送配電事業者の電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社及び一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更又は修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社及び一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなつた場合には、すみやかにその内容を当社及び一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社、又は一般送配電事業者はお客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

IX そ の 他

51. 通知又は連絡

- (1) お客さまは当社に対して、本需給約款に関連して当社が送信する電子メールを受信できるメールアドレスをあらかじめ登録し、かつ、変更時には届け出る義務を負うものとします。
- (2) 本需給約款に関連して当社からお客さまに対して行う通知又は連絡は、当該メールアドレス宛に送信すればお客さまに到達したものとみなします。
- (3) 当社は、お客さまに(1)のメールアドレスを登録できない事情がある場合若しくはお客さまが登録していない場合、又は当該メールアドレス宛に送信できない場合は、お客さまに対してあらかじめ登録いただいた携帯電話等のショートメッセージサービス(SMS)による送信又は書面を郵送することによって通知又は連絡を行うことができるものとし、当該送信又は郵送することでお客さまに到達したものとみなします。

52. 権利・義務の譲渡等の禁止

お客さまは、書面による当社の承諾を得た場合を除き、電気需給契約に関する権利・義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

53. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さま及び当社は、相手方に対して、自ら暴力団、暴力団員、暴力団構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これに準じる反社会的勢力(以下、「反社会的勢力等」といいます。)ではなく、また反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。お客さま及び当社は、相手方が前項に違反し、又は相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何ら催告することなしに電気需給契約を解除することができるものとします。
- イ 相手方又は相手方の関係者が反社会的勢力等であると認められるとき。
 - ロ 相手方が、反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人等であると認められるとき。
- (2) お客さま又は当社が前項に基づき電気需給契約を解除した場合、解除により被った損害の賠償を相手方に対して請求できるものとします。

54. 守秘義務

お客さま及び当社は、電気需給契約(電気需給契約に付随された附則又は覚書がある場合、それを含む)の存在及び内容に関しては、内容に関連する書類の一切を含めてこれらの情報を、電気需給契約の締結にかかる相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示しないものとします。ただし、電気需給契約の履行に関連して一般送配電事業者に開示が必要な情報、及び法令上の根拠又は公的機関からの正当な権限・目的による開示要請がある場合における開示情報は、守秘義務規定から除外するものとします。

55. 管轄裁判所

お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については、その訴額に応じて、名古屋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

56. 消費税及び地方消費税の税率変更の際の措置

電気需給契約における消費税相当額の金額は、法令の改正により消費税及び地方消費税の税率が改定された場合、電気需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税等相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税等相当額を含む金額に改めるものとします。

57. 本需給約款の実施期日

本需給約款は2020年4月1日より実施するものとします。

附則

1. 本改定は、2021年3月1日から実施します。
2. 本改定は、2021年6月1日から実施します。
3. 本改定は、2021年12月1日から実施します。
4. 本改定は、2023年6月1日から実施します。